

グループホームかわち「ぬくもりの家」 運営規程

(指定 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護)

改正 令和 7 年 4 月 1 日

第1条 (事業の目的)

一般社団法人 N S ライフが開設するグループホームかわち「ぬくもりの家」(以下「事業所」という)が行う 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業(以下「事業」という)の適正な運営を行うため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護従事者が、要支援、要介護の高齢者に対し適正な共同生活介護を提供することを目的とする。

第2条 (運営の方針)

本事業は、要支援者、要介護者であつて認知症の状態にあるもの(当該認知症に伴つて著しい精神症状を呈する者及び、著しい行動異常がある者並びにその者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。)について、共同生活住居(法第七条第十五項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、家庭的な環境の下に入居者の自由性を最大限に尊重し、人間としての尊厳をもつて生きられるよう、入浴、排せつ、食事等の介、護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努めるものである。

第3条 (事業所の名称等)

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 グループホームかわち「ぬくもりの家」

所在地 広島県三次市下川立町488番地2

第4条 (従業者の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 2名(常勤 2名)

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を行うとともに、市との連携や、苦情処理などの業務にあたる。

② 計画作成担当者 2名(常勤、2名 (1名介護支援専門員))

計画作成担当者は、認知症対応型同生活介護計画を作成する。

③ 介護従事者 17名(常勤 10名、非常勤 7名)

介護従事者は、運営規程により入居者の介護を行う。

第5条 (入居定員)

事業所の定員は、2ユニット18人（1ユニット9人）とする。

第6条 (設備に関する基準)

1. 事業所は2箇所の共同生活住居を有する。
2. 事業所の共同生活住居の居室及び定員をつきのとおり定める。
 - ① 居住者は必要に応じて居住者氏名を掲げる。
 - ② 居住者は住民票を移すことができる。
 - ③ 居住者は一人で居住する。

第7条 (受給資格等の確認)

1. 入居申込者からサービスの提供を求められた場合には、その被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。
2. 前項の被保険者証に認定審査会意見が記されている場合には、当該意見に配慮してサービスを提供する。

第8条 (入退居時の留意事項)

1. 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、要介護認定審査を受けた要支援者、要介護者であって認知症の状態にある者のうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供する。
2. 入居申込者の入居に際しては、主治医の診断書等により当該入居申込者が認知症症状を有する者であることの確認を行う。
3. 入居申込者が入院治療を要すること等、入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。
4. 入居申込者の入居に際しては、その者的心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。
5. 入居者の退居時には、入居者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行うとともに、入居者又はその家族に対し、適切な指導を行い、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

第9条 (入退居の記録の記載)

事業者は、入居時に入居年月日及び入居している共同生活住居の名称を、退居時は退居年月日を、入居者の被保険者証に記載する。

第10条 (保険者への通知)

入居者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を保険者である市に通知する。

1. 正当な理由なしに入居に関する指示に従わないことにより、要支援、要介護状態の

程度を増進させたと認められるとき。

2. 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、または受けようとしているとき。

第11条 (指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の取扱方針)

1. 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、入居者の認知症の症状の進行の緩和に努め、安心して日常生活を送ることができるよう、入居者の心身の状況を把握し、適切に行わなければならない。
2. 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、入居者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう努める。
3. 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、第13条に規定する認知症対応型共同介護計画に基づき、入居者の自由を最大限尊重し、尊厳をもって生活できるよう配慮する。
4. 共同生活住居における介護従業者は、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、入居者が主人公であることを念頭に懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
5. 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。
6. 事業者は、自らその提供する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るよう努める。

第12条 (調査への協力)

事業所は、提供した指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護に関し、入居者の心身の状況を踏まえ、適切な指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するために市が行う調査に協力するとともに、市からの指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行うように努める。

第13条 (認知症対応型共同生活介護計画の作成)

1. 管理者は、計画作成担当者に認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を担当させる。
2. 計画作成担当者は、入居者の心身の状況、希望等を考慮し、他の介護従業者と協議し、援助の目標を定め又、目標を達成するために具体的なサービスの内容等を記載した認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
3. 計画作成担当者は、それぞれの入居者に応じた認知症対応型共同生活介護計画を作成し、入居者又はその家族に対し、その内容等について説明する。

第14条 (介護等)

1. 入居者の心身の状況により、入居者の自立支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うこととする。
2. 入居者の希望により可能な限り毎日入浴させ、または清拭する。

3. 心身の状況に応じて、排泄の自立について適切な援助を行う。
4. おむつを使用せざるを得ない入居者については、おむつを適切に交換する。
5. 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
6. 日勤帯においては、常時3人以上の介護従業者を配置する。
7. 事業者は、その入居者に対し、当該共同生活住居における介護従業者による介護を基本とする。
8. 食事その他の家事等は、原則として入居者と介護従業者が共同で行うよう努める。

第15条 (相談及び援助)

入居者またはその家族の求めに対し、適切に応じるとともに必要な助言、その他の情報提供を行う。

第16条 (社会生活上の便宜の提供等)

1. 事業者は、入居者の趣味、嗜好に応じた活動の支援に努めることとする。
2. 入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て事業所が行う。
3. 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業者は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

第17条 (勤務体制の確保等)

1. 入居者に対し、適切な指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務体制を定める。
2. 前項の介護従業者の勤務体制を定めるにあたっては、入居者が安心して継続して日常生活を送ることができるよう、サービスの提供に配慮することとする。
3. 介護従業者の資質の向上のために、研修の機会をつきのとおり実施する。
 - ① 採用時研修採用後1ヶ月以内
 - ② 繼続研修（月1回）・外部研修（隨時）

第18条 (協力医療機関等)

1. 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。
2. 事業所は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めるものとする。
 - ①利用者の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。
 - ② 事業所から診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。
 - ③ 事業所は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。

- ④ 事業所は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
 - ⑤ 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うこととする。
 - ⑥ 事業所は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入居させることができるように努めるものとする。
 - ⑦ 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。
3. 入居者の病状の急変及び、サービスの提供体制の確保等のため、協力医療機関を以下とおり定める。

協力医療機関 重信医院(内科) 三次中央病院 平岡医院(外科)
まさなが歯科クリニック

第19条 (入居料等の受領)

- 1. 事業所は、法定代理受領サービスに該当する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供した時には、その入居者から入居料の一部として、当該指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額の1割又は2割の額とする。
- 2. 法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供した際にその入居者から支払いを受ける入居料の額と、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないよう、徴収する。
- 3. 前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を入居者から受ける。
 - ① 食材料費 1,518 円（日額）（内訳：朝食385円・昼食550円・夕食583円）とする。
 - ② おむつ代当該入居者に係る実費とする。
 - ③ 居住費 1,000 円（日額）とする。
 - ④ 水道光熱費 400 円（日額）とする。
 - ⑤ 居室管理費 2,000 円（月額）居室維持費、感染対策に係る費用とする。
- 4. 前3項に掲げるもののほか、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護において提供されるサービスのうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの。
- 5. 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、入居者又その家族に対し、当該サービスの内容及び費用について重要事項で説明をし、支払いに

同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

6. 上記入居費に関する具体的な額は、あらかじめ「入居料金表」を提示する。
7. 1ヶ月に満たない期間の食材料費・居住費・水道光熱費等は日割り計算するものとする。
8. 料金改正する食材料費・居住費・水道光熱費については、入居者の家族を交えた当事者協議のうえ同意を得たのち、これを改定するものとする。

第20条 (入居資格の確認)

入居者は入居申込時に、被保険者証を提示し、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の期間を明らかにしなければならない。

第21条 (代理人の設定)

入居者は入居にあたり、入居申込書、利用契約書に署名捺印して提出するとともに、代理人を選任しなければならない。

第22条 (外出及び外泊)

入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出るものとする。

第23条 (健康保持)

入居者は常に健康に留意するものとし、事業所で行う健康診査は特別な理由がない限り受診することとする。

第24条 (衛生保持)

入居者は、居室の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力しなければならない。

第25条 (禁止行為)

1. 入居者は、事業所内で次の行為をしてはならない。
 - ① 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - ② けんか、口論、泥酔などで他の入居者に迷惑を及ぼすこと。
 - ③ 事業所の秩序、風紀をみだし、安全衛生を害すること。
 - ④ 指定した場所以外で火気を用いること。
 - ⑤ 故意に共同生活住居もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。
 - ⑥ 入居している他の入居者に関する秘密を漏らすこと。
- 2 上記各項に規定する事項は、入居者の家族にも適用する。

第26条 (退居の勧告)

1. 故意または重大な過失により、前条に規定する禁止行為を頻回に繰り返す場合にあっては、事業所は入居者及びその代理人に退居を勧告する場合がある。

2. サービス提供契約書および認知症対応型共同生活介護計画に規定されたサービスを受けた入居者が、故意または重大な過失により事業所が請求する法定代理受領サービス費やその他のサービス費用等を指定する期限のうちに納めなかつた場合には、代理人にその旨を報告し退居を勧告する場合がある。
3. 入居者が当該指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の対象でなくなった場合は、遅滞なく保険者である市に通知し対応策を協議する。この結果、退居を勧告する場合がある。

第27条 (非常災害対策)

災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成し、少なくとも年に2回以上は避難訓練等を行う。

第28条 (提示)

事業所内の見えやすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力医療機関等、入居費その他のサービスの選択に関する重要事項を掲示する。

第29条 (秘密保持等)

1. 事業所の従業者は、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。
2. 退職者等が、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。
3. 指定居宅介護支援事業者等に、入居者に関する情報を提供する時は、あらかじめ文書により入居者またはその家族の同意を得ることとする。

第30条 (居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

1. 居宅介護支援事業者又はその従業者に、要介護被保険者の当該共同生活住居を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。
2. 居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該共同生活住居からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

第31条 (内容及び手続の説明及び同意)

サービス提供の開始時に、入居申込者又はその家族に、運営規程の概要、介護従事者等の勤務体制その他重要事項等により説明を行い、当該提供の開始について入居申込者の同意を得る。

第32条 (提供拒否の禁止)

事業所は、正当な理由なく認知症対応型共同生活介護の提供を拒んではならない。

第33条 (要介護認定等の申請に係る援助)

1. 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、要介護認定等

を受けていない入居申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該入居申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な措置を行う。

2. 事業者は、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該入居者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前になされるよう、必要な措置を行う。

第34条 (保険給付の請求のための証明書の交付)

法定代理受領サービスに該当しない指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護に係る入居料の支払を受けた場合は、提供した指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付する。

第35条 (広告)

指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

第36条 (苦情処理)

1. 提供した指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護に係る入居者等からの苦情に対しては、迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
2. 提供した指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護に関し、介護保険法第二十三条の規程により、市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示、または市の職員からの質問若しくは照会に対処し、入居者からの苦情に関しては、市が行う調査に協力するとともに、市から指導または助言を受けた場合においては、必要な改善を行うよう努める。
3. 提供した指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護に係る入居者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会(国民健康保健法(昭和三十三年法律第百九十二号)第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第百七十六条第一項第二号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導または、助言を受けた場合においては、必要な改善を行う。

第37条 (事故発生時の対応)

入居者に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該入居者の家族に連絡を行う等、事故発生の対応マニュアルに基づき必要な措置を講じる。

第38条 (会計の区分)

指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

第39条 (記録の整備)

- 施設は従業者、設備、備品及び会計に関する諸書類を整備しておかなければならぬ。
- 入居者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

第40条 (緊急時等の対応)

介護従業者は、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供時に入居者の病状に急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医または、あらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

第41条 (管理者の責務)

- 管理者は、従業者の管理及び指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の入居の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 管理者は、従業者に運営規程を遵守させるため必要な措置を行うものとする

第42条 (衛生管理等)

- 入居者の使用する居室、食器その他の設備または飲用に供する水については常に衛生的な管理に努めるとともに、必要な措置を講じる。
- 共同生活住居において感染症が発生、又は蔓延しないように必要な措置を講ずる。

第43条 (地域等との連携)

指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業の運営に当たっては、地域行事等に積極的に参加及び協力し、地域住民との交流に努める。

第44条 (その他運営についての留意事項)

- 当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けることとし、また、業務体制を整備する。
 - 採用時研修 採用後1か月以内
 - 継続研修 年2回
- 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する又、退職後といえども同様とする旨就業規則に定める。
- この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は一般社団法人 NS ライフと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

第45条 (身体拘束等の適正化の推進に関する事項)

- 事業所は身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1)身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月の1回以上開催する

とともに、その結果について介護職員その従業者に周知徹底を図る。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第46条（虐待防止に関する事項）

- 1. 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第47条（業務継続計画の策定等）

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(業務継続計画)策定する。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行う。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施する。

第48条（職場におけるハラスメントの防止）

パワーハラスメント指針を整備し、施設におけるハラスメント対策の推進を行う。

第49条（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するものとする。

附 則

この規程は令和3年4月1日より、施行する。

附 則

令和4年4月1日より以下の通り変更する。

第4条 (従業者の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおり変更する

- ③ 介護従事者 20名(常勤10名、非常勤10名)

介護従事者は、運営規程により入居者の介護を行う。

附 則

令和 5 年 4 月 1 日より以下の通り変更、追加し施行する。

第4条 (従業者の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおり変更する

- ③ 介護従事者 18 名(常勤 11 名、非常勤 7 名)

介護従事者は、運営規程により入居者の介護を行う。

第46条 (虐待防止に関する事項)を追加する。

附 則

令和 6 年 4 月 1 日より以下の通り変更、追加し施行する。

第4条 (従業者の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおり変更する

- ③ 介護従事者 18 名(常勤 11 名、非常勤 7 名)

介護従事者は、運営規程により入居者の介護を行う。

第 47 条 (業務継続計画の策定等)を追加する。

附 則

令和 7 年 4 月 1 日より以下の通り変更、追加し施行する。

第4条 (従業者の職種、員数及び職務内容)

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおり変更する

- ③ 介護従事者 17 名(常勤 10 名、非常勤 7 名)

介護従事者は、運営規程により入居者の介護を行う。

第18条 (協力医療機関等)

1 項及び 2 項を追加する。

第 4 8 条 (職場におけるハラスメントの防止) を追加する

第 4 9 条 (利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等) を追加する。